

平成 27 年 3 月 31 日

薬 銃 対 第 232 号

警 察 本 部 長

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく立入調査実施要領

(概要)

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員の立入調査に関し、立入調査実施者の指定、立入調査証の交付申請や保管管理、立入調査実施にかかる留意事項や報告等について定めたもの。